

**北海道大学水産学部附属練習船おしよ丸
公開実習（北極航海乗船実習および事前乗船実習）誓約書**

北海道大学水産学部長 殿

私は、北海道大学水産学部附属練習船おしよ丸公開実習に参加するにあたり、下記に記載されている諸事項を承諾し遵守することを誓約します。誓約事項に反した場合、参加資格の取り消しや、北海道大学や関係機関からの支援の返還及び、今後北海道大学が提供する実習やプログラムへの参加の制限を課された場合でも、異議の申し立てはいたしません。

年 月 日 大学 学部 年 学生氏名 印

実習参加にあたり理解する事項

- 北海道大学水産学部附属練習船おしよ丸公開実習（北極航海乗船実習および事前乗船実習）（以下「公開実習」という）に参加が認められた者であっても、公開実習参加申込書及び自己申告書に記載漏れや虚偽の記載事項があると判明した場合は、公開実習への参加を取り消される可能性がある。
- 本学が正当と認めるやむを得ない事由がない限り、公開実習への参加を辞退することは認められない。なお、やむを得ない事由により辞退する場合には、航空会社、宿泊施設、旅行代理店の規定により発生するキャンセル料やその他の費用を負担する場合があります。
- 渡航先の国や地域の安全上の状況によっては、本学が中止や延期を決定する場合があること、また、健康上の理由により参加が拒否される場合があることを理解し、それらが生じた場合には本学の指示に従う。なお、これらの事態により発生する損害や負担について、本学及び旅行代理店に一切請求を行わず、本人、保証人及び保護者が負担する。
- 公開実習（北極航海乗船実習）に伴う航空券の手配については、本学又は旅行代理店が行うこととし、個人では行わない。ただし、本学が認めた場合はその限りではない。
- 公開実習実施にあたり、本学及び本学の教職員の故意又は過失に基づく損害以外の損害について、本学は一切の責任を負わない。

実習参加に必要な手続きに関する事項

- 公開実習参加に必要な諸手続き（パスポートや査証の取得、費用支払い、海外旅行傷害保険加入等）は責任をもって指定期日までにを行う。諸手続きを履行していないと判断された場合、参加を取り消される可能性がある。なお、参加取り消しにより生じるキャンセル料は、本人、保証人及び保護者が負担する。
- 公開実習（北極航海乗船実習）の出発日から帰国日までを保険期間とする本学指定の海外旅行保険に加入する。なお、クレジットカード付帯の海外旅行保険のみでのプログラム参加は認められない。
- 提出書類に記載された個人情報は、渡航や参加手続きの目的のため、宿泊施設、旅行代理店などへ提供される。
- 旅行代理店や海外旅行保険会社、危機管理支援サービス会社が、その任務を全うするにあたり、個人情報を共有、利用する。
- 北極航海乗船実習に係るすべての事前行事（事前乗船実習など）に必ず出席する。正当な理由なく欠席したり、欠席の事前連絡がない、あるいは、出席姿勢に問題がある場合、参加を取り消される可能性がある。
- 公開実習期間中は、滞在国内及び日本の法令、本学の規則を遵守し、本学の指示に従う。
- 公開実習期間中、災害、暴動、テロ、事故、疾病、犯罪などによる損害や不慮の災難について、本学及び旅行代理店は一切の責任を負わない。
- 北極航海乗船実習期間中に発生した学生の不注意による対物・対人の賠償については、学生本人が全ての責任を負う。
- 北極航海乗船実習期間中、渡航先の国や地域の安全上の状況が実習の実施に支障をきたす場合、実習が中止になる可能性がある。
- 北極航海乗船実習期間中、健康状態に著しく支障をきたし、本学から参加継続が困難と判断された学生、また、社会的規範を逸脱したり団体行動を著しく乱す学生には、本学が途中帰国を勧告する場合があることを理解し、その指示に従う。その場合、必要に応じ、保証人又は保護者が現地へ赴き、本人を帰国させる。なお、当該帰国に係る費用は、本人、保証人及び保護者が負担し、本学及び旅行代理店に一切請求を行わない。
- 公開実習期間中のいかなる持病、アレルギー症状、怪我、突発性の疾病、感染症等についても、学生本人がすべて責任をもって対処し、症状により本人が被るいかなる損害も学生本人が負う。また、本人、保証人及び保護者は、これらの事態により発生する損害や負担について、本学、旅行代理店などに一切請求を行わない。
- 北極航海乗船実習期間中は、定められた宿泊施設などに必ず滞在する。

公開実習終了後に関する事項

- 公開実習期間中の修学や生活に関する情報及び参加者から提供された集合写真や個人写真等の個人情報を、公開実習の運営や広報、安全上の目的のために本学及び北極域研究加速プロジェクトが使用する場合があります。
- 帰国後は必ず定められた期日までに、本学が求める報告書を提出するとともに、すべての事後授業（報告会を含む）等に参加する。
- 提出書類に含まれる個人情報が、本学及び北極域研究加速プロジェクトが実施するイベントの案内、イベント催行に際しての協力の要請や出席依頼、体験談の執筆依頼等に利用される場合があります。

保証人は、上記誓約書に同意し、学生本人が誓約事項を遵守することを保証します。

年 月 日 保証人^{注)}氏名 印

注) 保証人は原則、保護者（両親のいずれか）とする。

(学生との関係：)

北海道大学水産学部附属練習船乗船誓約書

(乗船期間中の誓約)

第1条 国立大学法人北海道大学（以下「北海道大学」という）水産学部附属練習船「おしよろ丸」または「うしお丸」（以下「本船」という）に共同利用研究調査員として乗船しますので、私（以下「共同研究調査員」という）は乗船期間中、本船船長の安全運航に関する指示・命令を遵守するとともに、本約款（あるいは本契約という）各条文に同意し、調査・研究・資料収集に関する作業を安全かつ円滑に行います。

なお、本約款各条文における「乗船期間中」とは、当該共同研究調査員が、乗船地で乗降施設に達した時、または当該共同研究調査員の研究・調査機器、または手荷物が本船側の係員に手渡された時から、最終的に下船地の乗降施設を当該共同研究調査員が離れ、または同港で前記研究・調査機器及び手荷物を受領するまでの間とします。

(本船関係者の責任とその範囲)

第2条 本船関係者の責任とその範囲は、次のとおりとします。

- 一 本船乗船期間中に、共同研究調査員が死亡・傷害事故に遭遇した場合、または共同研究調査員が搬入した研究・調査機器あるいは手荷物が滅失・き損・盗難に遭った場合、それが本船の欠陥（不堪航）によるか、北海道大学、あるいはその代理人の過失によるか、または本船船長及び乗組員（以下、「本船関係者」という）の故意または重大な過失によるものであることが証明されない限り、北海道大学およびその代理人および本船関係者は一切責任を負いません。
- 二 本船船長が承認した以外の貴重品並びに高価品等を共同研究調査員が本船内に持ち込んだ場合、これらの保管は当該共同研究調査員の責任において行うものとし、北海道大学およびその代理人および本船関係者は、その滅失・き損・盗難について一切責任を負いません。
- 三 一号において故意または重大な過失等によるものであることが証明された場合には、北海道大学は誠意を持って解決に当たるものとします。
- 四 共同研究調査員が搬入する研究・調査機器または手荷物については、原則として貨物海上保険（求償権放棄）に加入するものとし、加入しない研究・調査機器または手荷物の滅失・き損・盗難について、本船関係者の故意又は重大な過失による場合を除いて、北海道大学およびその代理人および本船関係者は一切責任を負いません。
- 五 滅失・き損した研究・調査機器が共同研究調査員の所属機関の所有または第三者所有の場合でも共同研究調査員は当該物件の保管者として責任を負い、その解決は本条の各規定によります。
- 六 共同研究調査員の死亡・傷害については、それに対する賠償請求が書面により、事実発生日より6ヶ月以内に、船長または北海道大学宛になされ、かつ1年以内に訴訟が提起されなければ、北海道大学およびその代理人および本船関係者は一切責任を負いません。
- 七 共同研究調査員の研究・調査機器及び手荷物品の滅失・き損・盗難等による損害については、それに対する賠償請求が書面により、それらの事実が判明次第、かつ遅くとも当該共同研究調査員の下船までに、船長または北海道大学宛になされ、かつ当該共同研究調査員の下船日より6ヶ月以内に訴訟が提起されなければ、北海道大学およびその代理人および本船関係者は一切責任を負いません。
- 八 本船関係者は本約款に基づき責任を負う場合であっても、法令の認めるところに従い、その責任を制限することがあります。
- 九 北海道大学は日本船主責任相互保険組合に加入しており、同組合は本条を準用します。

(共同研究調査員が北海道大学の物件を滅失・き損した場合)

第3条 乗船期間中に北海道大学が所有する物件を共同研究調査員が故意または過失により滅失・き損した場合は、当該共同研究調査員の責任と負担においてその物件を原状に回復し、または損害を賠償いたします。

(健康状態)

第4条 共同研究調査員は健康であり、第1条規定の乗船期間中、共同利用研究・調査活動を遂行するのに適しています。また、本船関係者の故意または重大な過失による場合を除いて、乗船期間中に生じた疾病や健康上の障害を治療する費用および関連諸費用は、北海道大学およびその代理人および本船関係者には一切請求しません。

(運航予定変更等の場合)

第5条 共同研究調査員は、本船の運航日程・運航計画または目的港の変更に対し異議を述べず、それによって生ずる自己の損害について補償を請求しません。

(履行補助者等の権利)

第6条 本船関係者、また北海道大学は、この本約款において北海道大学の利益のために設けられた条項の恩恵を、あたかもその条項がかかる者のために明記されているかのごとくに享受するものとします。

(契約条項の効力)

第7条 契約条項の効力は、次のとおりとします。

- 一 本約款は、契約に基づくと不法行為に基づくとを問わず、共同研究調査員によるすべての請求に適用されます。
- 二 共同研究調査員は、その法定相続人、受託人及び代理人も本契約に拘束されることに同意します。
- 三 本約款の条項が、適用法令に抵触する場合は、当該抵触する箇所のみ無効とします。
- 四 本約款に定めのない事項については、一般適用法及び商慣習によります。

(準拠法・裁判管轄)

第8条 本約款（契約）は国内外を問わず日本法に準拠し、本約款に関する訴えの管轄は、北海道大学所在地を管轄区域とする札幌地方裁判所とする。

(見出し)

第9条 本約款における見出しは、見やすくするためのもので、条文の意味は関係条文によって決せられます。

乗船するにあたって上記誓約いたします。

令和 年 月 日

共同研究調査員氏名

(署 名)